

礼記注疏訳注稿（二）—昏義第四十四（一）—

末永 高康

凡例

一 本稿は阮刻十三經注疏の礼記昏義第四十四（篇首より夫礼始於冠節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。

二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」を用いたが、足利本等により底本を一部改めた部分がある。

三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当てた部分がある。

四 十三經注疏からの引用については、「阮刻十三經注疏本」の巻葉数を 1-2a3（一卷二葉表三行）、4-5b6（四卷五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

昏義第四十四①

①底本は「昏」を「昏」に作る。校勘記が『説文』767b 日部「昏、…从日氏省」を引いて「昏」に作るのを是とするのに

従う。下文および他の書籍からの引用についても、ここでは一律に「昏」を用いる。

【疏】（四葉表二行）正義曰、案鄭目錄云、名曰昏義者、以其記娶妻之義、内教之所由成也。此於別録屬吉事也。謂之昏者、案鄭昏禮目錄云、娶妻之禮、以昏爲期、因名焉。必以昏者、取其陽往陰來①之義。日入後二刻半爲昏、以定稱之。婿曰昏、妻曰姻。故經解注云、婿曰昏、妻曰姻、是也。謂婿②以昏時而來、妻則因之而去也。若婿之與妻之屬名、婿之親屬、名之曰姻、女之親屬、名之爲昏。故鄭注昏禮云、女氏稱昏、婿氏稱姻。爾雅婿之父爲姻、婦之父爲婚。又云、婿之黨爲姻兄弟、婦之黨爲婚兄弟、是也。

①底本は「陰來陽往」。常盤井賢十『宋本礼記校記』（東方文化学院京都研究所研究報告第十一冊、一九三七年、以下『宋本校記』と省略）の引く足利本、景澤本に従って改める。

②底本は「皆」。『十三經注疏整理本礼記正義』（北京大学出版社、二〇〇〇年）が「婿」に作るのに従う。

「書き下し文」

正義に曰く、案ずるに『鄭目錄』に云ふ、「名づけて昏義と曰ふは、其の娶妻の義、内教の由りて成る所を記すを以てなり。此れ『別録』に於て吉事に属す」と。之を昏と謂ふは、案ずるに鄭『儀礼』昏礼目錄に云ふ、「娶妻の礼、昏を以て期と為す、因りて焉に名づく。必ず昏を以てするは、其の陽行き陰来るの義に取る。日入りて後の二刻半を昏と為す」と①、以て定めて之を称す②。婿は昏と曰ひ、妻は姻と曰ふ。故に『礼記』経解注 50.5a10 に云ふ、「婿は昏と曰ひ、妻は姻と曰ふ」と③、是れなり。婿、昏時を以て来たり、妻は則ち之に因りて去るを謂ふなり。婿と妻との属名の若きは、婿の親属は、之に名づけて姻と曰ひ、女の親属は、之に名づけて昏と為す。故に鄭『儀礼』士昏礼に注して云ふ 6-13b2、「女氏は昏と称し、婿氏は姻と称す」と、『爾雅』(积親 419a5)に「婿の父を姻と為し、婦の父を婚と為す」と、又(同上)「婿の党を姻兄弟と為し」、「婦の党を婚兄弟と為す」と云ふは、是れなり④。

①『儀礼』士昏礼題疏 419.3 引く『鄭目錄』は「士娶妻之禮、以昏爲期、因而名焉。必以昏者、陽往陰來、日入三商爲昏」に作り、『詩』邶風・匏有苦菜疏 22.6b7 引くは「必以昏者、取陽往陰來之義」に作る。「二刻半」と「三商」について、士昏疏 41a5 は「鄭云日入三商者、商謂商量、是漏刻之名、故三光(考)靈曜、亦日入三刻爲昏、不盡爲明。案馬氏云、日未出日没後、皆云二刻半、前後共五刻。今云三商者、據整數而言、其實二刻半也」と言う。なお、士昏疏に見える「三光(考)靈曜」は『周礼』秋官・司寤氏疏 36-22b9 では「按三光考靈曜

云、日入三刻爲昏、不盡三刻爲明」と引かれており、『緯書集成』はこれを『尚書考靈曜』文とする。疏が前提とする漏刻の制については、『周礼』夏官・挈壺氏注 36.25b8「漏之箭、晝夜共百刻。冬夏之間、有長短焉。大史立成法、有四十八箭」およびその疏 16b5、『尚書』堯典疏 2-15a6、『詩』齊風・東方未明疏 5.1-1a5、参照。

②「昏姻」の称およびその礼が昏時に行われることについては、また『白虎通』嫁娶篇「婚姻者、何謂也。婚者昏時行禮、故曰婚。姻者、婦人因夫而成、故曰姻。…所以昏時行禮者何。示陽下陰也。昏亦陰陽交時也」参照。

③『礼記』経解 50.5a「昏姻之禮、所以明男女之別。」注 5a10「昏姻、謂嫁取也。婿曰昏、妻曰姻。」(校勘記は監本、毛本等が「婿」を「婿」に作ることを指摘する。「婿」と「婿」については、『説文』1.40a 士部「婿、夫也。从士胥。…婿、婿或从女」参照。)疏 5b8「婿則昏時而迎、婦則因而隨之、故曰、婿曰昏、妻曰姻。」

④婚礼を挙げる男女と、それぞれの家とで「昏」「姻」の称が逆になることについては、『儀礼』士昏礼疏 6-13b5 に「所以別男女、則男曰昏、女曰姻者、義取婿昏時往娶、女則因而而來。及其親、則女氏稱昏、男氏稱姻、義取送女者昏時往、男家因得見之故也」とある。また、『説文』12.5a 女部「婚、婦家也。禮、娶婦以昏時、婦人陰也、故曰婚。…姻、婿家也。女之所因、故曰姻」参照。

「現代語訳」

正義に曰く、案ずるに鄭玄『三礼目錄』では、「昏義」と名づけ（たのは、これが妻を娶る（儀礼の）意義や、婦人の教えがどのようにしてなされるかを記しているからである。この篇は『別録』では吉事に属している」と言っている。これを「昏（礼）」と言うことについては、案ずるに鄭玄（『三礼目錄』の）『儀礼』昏礼目錄に、「妻を娶（る）に際し婿が自ら女家に向いて妻を迎え（る）礼は、昏（日没後のまだ明るい時間帯）に執り行われるので、それに因んで（「昏」と）名づけたのだ。必ず昏に行われるのは、陽（男）が往き陰（女）が来るという義に取ったものだ。日没後の二刻半（一刻は十五分弱）を昏と呼ぶのだ」と言われているが、それゆえにこれを（「昏礼」と）定め呼んだのだ。（男女を区分すれば）婿には「昏」と言い、妻には「姻」と言う（ので「昏姻」とも呼ぶ）。（『礼記』経解注に「婿は昏と曰ひ、妻は姻と曰ふ」とあるのがそれだ。婿、は昏時に（女家に迎えに）来て、妻はその迎えに因（よ）って（家を）去るのを言ったものだ（だから「姻」のつくりは「因」である）。（ところが）婿や妻の親属名の場合は、（逆に）婿の親属を「姻」と呼び、妻の親属を「昏」と呼ぶことになる。鄭玄が『儀礼』士昏礼に注記して、「妻の家系は昏と称し、婿の家系は姻と称す」と言い、『爾雅』（釈親）に「婿の父を姻と呼び、婦の父を婚と呼ぶ」と言い、又た（同篇に）「婿の一族を姻兄弟と呼び」、「婦の一族を婚兄弟と呼ぶ」と言っているのがそれだ。

【疏】（四葉表六行）其天地初分之後、遂皇之時、則有夫婦。故通

卦驗云、遂皇始出、握機矩。是法北斗七星、而立七政。禮緯斗威儀之篇、七政則君臣父子夫婦及政等。既稱夫婦、是始自遂皇也。譙周云、太昊制嫁娶、儷皮爲禮、是儷皮起於太昊也。其媒官之義、具於月令疏。孟子云、舜不告而娶、是娶妻①告父母、亦起於五帝也。其五帝以前、爲昏不限同姓異姓。三王以來、文家異姓爲昏、質家同姓爲昏。

①底本「妻」字無し。『宋本校記』の足利本・景潘本により補う。

「書き下し文」

其の天地初めて分かるの後、遂皇の時は、則ち夫婦有り。故に（『易緯』通卦驗）に云ふ、「遂皇始めて出で、機矩を握る」と。是れ北斗七星に法りて、七政を立つるなり。『礼緯斗威儀』の篇に、「七政は則ち君・臣・父・子・夫・婦及び政等」と①。既に夫婦と称すれば、是れ遂皇自り始まるなり。譙周云ふ、「太昊嫁娶を制し、儷皮もて礼と爲す」と②。是れ儷皮③、太昊に起こるなり。其の媒官の義は、月令疏に具はる④。『孟子』（離婁上）云ふ、「舜告げずして娶る」と、是れ妻を娶るに父母に告ぐるも、亦た五帝より起るなり。其の五帝より以前、昏を爲すは同姓異姓を限らず。三王以来、文家は異姓と昏を爲し、質家は同姓と昏を爲す④。

①このこと同様の議論は、『礼記』大題疏 Tag に「通卦驗」又云、遂皇始出、握機矩。注云、遂皇謂遂人、在伏羲前、始王天下也。矩、法也。言遂皇持斗機運轉之法、指天以施政教。既云始王天下、是尊卑之禮、起於遂皇也。持斗星以施政教者、即禮緯斗威儀云、宮主君、商主臣、角主父、徵主子、羽主夫、

少宮主婦、少商主政、是法北斗而爲七政。七政之立、是禮迹所興也」とある。ここでの『斗威儀』の引用は「宮主君」以下をまとめて言ったものであろう。

②『礼記』大題疏1-1b3では「案譙周古史考云、有聖人、以火德王、造作鑽燧出火、教民熟食、人民大悅、號曰遂人。次有三姓、乃至伏羲、制嫁娶、以儷皮爲禮、作琴瑟以爲樂」と引いている。

③「儷皮」は『儀礼』土昏礼47bに見える。その注7b8に「儷、兩也。：兩皮爲庭實。皮、鹿皮」と言う。

④『礼記』月令（仲春）154a「是月也、玄鳥至。至之日、以大牢祠于高禩」注43「高辛氏之出、玄鳥遺卵、娥簡吞之而生契、後王以爲媒官嘉祥、而立其祠焉。變媒言禩、神之也」に對する疏49a参照。そこでは簡狄が契を生む以前に禩神（媒神）があつたのか否かを問題として、『鄭志』（焦喬荅王權）の「先契之時、必自有禩氏、祓除之祀、位在於南郊、蓋以玄鳥至之日祀之矣。然其禩祀、乃於上帝也。娥簡狄吞鳳子之後、後王爲媒官嘉祥、祀之以配帝、謂之高禩」を引いて、契以前にすでに禩氏（媒官）が存在していたが、契が生れて後に簡狄の夫である高辛氏を配祭して高禩としたと結論付けている（なお、鄭玄はこの高辛氏を帝譽としていないが、兩者の關係についてはまた『礼記』檀弓上疏736gを参照）。同疏15b9ではまた媒官の開始について、「但不知初爲媒者其人是誰。按『世本』及譙周『古史』、伏羲制以儷皮。嫁娶之禮、既用之配天、其尊貴先媒、當是伏羲也」と記し、伏羲であるとしている。

る。

④「異姓爲昏」については、「文家」に限定しないのであれば、『礼記』曲礼上214a「取妻不取同姓」、郊特性26-18g「夫昏禮萬世之始也、取於異姓、所以附遠厚別也」等に見えている。

「質家同姓爲昏」については未詳であるが、趙翼『陔餘叢考』卷三十一同姓爲昏の条では魏の考文帝の詔中の語「夏殷不嫌一族之婚、周世始絶同姓之娶」（『魏書』高祖紀上太和七年十有二月癸丑詔、『北史』魏本紀にも見える）が引かれており、夏殷では同姓婚が認められていたとする考えが示されている。

〔現代語訳〕

天地が初めて分かれて（この世界が形成されて）後、遂皇の時代には、夫婦というものが存在していた。だから『易緯通卦驗』に「遂皇があらわれて、斗機（＝北斗七星）の矩（＝法）を把握した」と言われているのであって、これは北斗七星に法って、（夫婦關係を含む）「七政」を（遂皇が）立てたことを指す。（その「七政」については）『礼緯斗威儀』の篇に「七政とは君・臣・父・子・夫・婦（の關係）及び政教のことだ」とある。（ここに）既に夫婦と出てくるのであるから、（夫婦というものは）遂皇の時から始まったのだ。譙周（『古史考』）が「太昊（＝伏羲）が嫁娶の制度を定め、儷皮（二枚の鹿皮）を用いることを礼とした」と言っているのよりすれば、（結納の際に）儷皮を用いるのは太昊から始まったのだ。（婚姻の仲立ちをする）媒官に関することについては、（すでに）月令疏で論じてある。『孟子』（離婁上）には「舜は（父母に）告げずして娶った」とあるから、妻を娶るに際して父母に告げるとい

うのも、また五帝の時から起つたのだ。五帝より以前には、同姓異姓の区別なく婚姻が行われたが、三王以来では、(王朝の文・質によつて制度が異なり、夏と周の) 文家では異姓と婚姻を行い、(殷の) 質家では同姓と婚姻を行うようになった。

【疏】(四葉表十行) 其昏之年幾、案異義大戴説、男三十、女二十有昏娶、合爲五十、應大衍之數、自天子達於庶人、同一也。故春秋左氏説、國君十五而生子、禮也。二十而嫁、三十而娶、庶人禮也。禮大夫爲婦之長殤。長殤十九至十六、知夫年十四十五、見士昏禮也。許君謹案、舜年①三十不娶、謂之鰥。文王十五而生武王、尚有兄伯邑考、知人君早昏娶、不可以年三十、非重昏嗣也。若鄭意。依正禮、士及大夫、皆三十而後娶。及禮云、夫爲婦長殤者、關異代也。或有早娶者、非正法矣。天子諸侯昏禮則早矣、如左氏所釋。毛詩所用、家語之説、以男二十而冠、女十五而笄、自此以後、可以嫁娶。至男三十女二十、是正昏姻之時、與家語異也。

①底本「年」字無し。『宋本校記』引く足利本・景潘本により補う。

〔書き下し文〕

其の昏するの年の幾(いくばく)なるか、案ずるに『異義』に「大戴説に、「男三十、女二十にして昏娶有り、合して五十と爲すは、大衍の數に應ず。天子自り庶人に達するまで、同一なり」と①。故春秋左氏説に、「國君十五にして子を生むは、礼なり②。二十にして嫁し、三十にして娶るは、庶人の礼なり。礼、夫は婦の長殤の爲す。長殤は十九より十六に至れば、夫(そ)の年の十四十五なる

を知る。士昏礼に見ゆ」と③。許君謹しみ案ずるに④、舜、年三十にして娶らず、之を鰥と謂ふ⑤。文王十五にして武王を生みて、尚ほ兄の伯邑考有り⑥。人君早く昏娶して、年三十を以てすべからざるを知る。昏嗣を重んずるに非ずや」と。鄭意の若し⑦。正礼に依れば、士及び大夫、皆三十にして而る後に娶る⑧。礼に「夫、婦の長殤の爲にす」と云ふ者に及んでは、異代に關するなり。或は早く娶る者有るは、正法に非ざるなり。天子諸侯の昏礼は則ち早し。左氏の釈する所の如し。『毛詩』の用ふる所は⑨、『家語』の説、以(おもへ)らく男二十にして冠し、女十五にして笄し、此れ自り以後、以て嫁娶すべし、と⑩。男三十女二十に至りては、是れ正に昏姻するの時、『家語』と異なれり。

①『大戴礼記』本命篇に「中古男三十而娶、女二十而嫁、合於五也」とあり、盧辨注引く『尚書大伝』にも「男三十而娶、女二十而嫁」とある(『周礼』地官・媒氏「令男三十而娶、女二十而嫁」疏 14:14b7 引く『尚書大伝』同じ)。これを『易』繫辞上伝「20a」の「大衍之數」と結びつけるものとしては、『白虎通』嫁娶篇「男三十而娶、女二十而嫁何。陽數奇、陰數偶也。男長女幼者何。陽道舒、陰道促。男三十筋骨堅強、任爲人父、女二十肌膚充盈、任爲人母、合爲五十、應大衍之數、生萬物也」がある。

②『春秋左氏伝』襄公九年 30:31b 「國君十五而生子、冠而生子、禮也。」

③ここに引かれる『五経異義』とほぼ同じ内容のものは、『詩』召南・標有梅疏 1:5:2b4 に「案異義、人君年幾而娶、今大戴礼

説、男子三十而娶、女子二十而嫁、天子已下及庶人同礼。又左傳説、人君十五生子、礼。三十而娶、庶人礼也。謹案、舜生三十不娶、謂之鰥。礼文王世子曰、文王十五生武王、武王有兄伯邑考。故知人君早昏、所以重繼嗣。鄭玄不駁」と引かれているが、「禮夫爲婦之長殤」以下の部分はここに見えていない。「禮夫爲婦之長殤」について、陳寿祺『五經異義疏証』「昏齡」条引く莊葆琛は「夫爲婦長殤、此句誤。女子笄則不爲殤、況已適人乎。『儀禮』總麻三月條有婦爲「夫之姑姊妹之長殤」3:10a、此所引必是婦爲夫之姊之長殤也」と言う。莊氏の意見はもつともであるし、『春秋穀梁伝』文公十二年范寧注11:5a3でも「禮、爲夫之姊妹（「之長殤」三字を脱す？）服、長殤年十九至十六、如此、男不必三十而娶、女不必二十而嫁明矣」と、ことと類似した議論がなされているから「禮夫爲婦之長殤」は「禮爲夫之姊妹之長殤」の誤りかと思われる。ただし、疏の下文では「及禮云、夫爲婦長殤者、關異代也」とあって、この文章をそのまま受けているから、ここでは文章を改めないでおく。ここに見える「長殤十九至十六」については、『儀禮』喪服伝31:4a「年十九至十六爲長殤」参照。また「見士昏禮也」については、『疏証』が「言士之子年十四五而得行昏禮於此可見、非謂禮有其文也」と解するのにしたがっておく。あるいは「見」上に「以」もしくは「以可」を欠くか。

④「許君」は「謹案」以下が疏の地の文と誤解されないように入れられたもの。

⑤『尚書大伝』(命大戴礼記)本命篇盧辯注引く「男三十而娶、女二十而嫁。書(堯典)2:24a曰、有鰥在下、曰虞舜。」この時、舜が年三十であったことは、『尚書』舜典3:29bに「舜生三十徵庸」とあることより分かる。

⑥上引の標有梅疏1:52a引く『異義』では「礼文王世子曰、文王十五生武王、武王有兄伯邑考」となっているが、『礼記』文王世子篇にこの語は見えない。『詩』幽譜疏8:138引く『大戴礼記』文王世子篇に「文王十三生伯邑考、十五生武王」とある(大雅・大明疏16:24aにも同文あり)。

⑦上引の標有梅疏1:52a引く『異義』では末尾に「鄭玄不駁」と加えられていることよりすれば、「若鄭意」は許慎説と鄭玄説が同じであることを言ったものか。婚姻年齢に関する鄭玄説については下注⑨参照。

⑧『詩』召南・標有梅序疏1:52bも上引の『異義』を引いた後に「明知天子諸侯、十二而冠、冠而生子。大夫以下、明從庶人法也」として大夫もまた「三十而娶」とする。このこと同様に「三十而娶」を大夫の礼とするものとしては、『春秋穀梁伝』文公十二年11:4b「男子二十而冠、冠而列丈夫、三十而娶。女子十五而許嫁、二十而嫁」に対して范寧が「此又士大夫之禮」5a4と注する例がある。

⑨『詩』召南・標有梅の毛伝1:53aが「三十之男、二十之女、禮未備、則不待禮會而行之者、所以蕃育民人也」と言い、男三十、女二十を婚期の下限としているのを指す。標有梅序疏1:51a8の理解によれば毛伝の考える婚姻開始年齢は「男年二

十五、女年十五矣」。他方、鄭箋は男三十、女二十を婚姻開始年齢としており、同疏 2a10 では「此首章箋 3a3 云、女年二十、則依『周礼』『書傳』『穀梁』『礼記』皆言、男三十而娶、女二十而嫁、故不從毛傳。且女子十五、正言許嫁、不言即嫁也。『國語』越語曰、「女子十七不嫁、丈夫二十不娶、父母有罪。」越王謂欲報吳之故、特下此令。又若女年皆十五而嫁、越王欲速爲昏、何由乃下十七之期乎」と論じている。

⑩『孔子家語』本命解「公曰、男子十六精通、女子十四而化、是則可以生民矣。而禮男子三十而有室、女子二十而有夫也、豈不晚哉。孔子曰、夫禮言其極、不是過也。男子二十而冠、有爲人父之端、女子十五許嫁、有適人之道、於此而往、則自婚矣。」なお、『周礼』地官・媒氏「凡十有九」令男三十而娶、女二十而嫁」疏 1a20 引く王肅注は「周官云、令男三十而娶、女二十嫁、謂男女之限、嫁娶不得過此也。三十之男、二十之女、不待禮而行之、所奔者不禁、娶何三十之限。前賢有言、丈夫二十、不敢不有室、女子十五、不敢不有其家」と解して、『家語』のこの部分を引いている。嫁娶の年齢を王肅と同じ方向で解するものとしては、『春秋穀梁伝』文公十二年注 11a67 引く譙周（『五經然否論』）の説がある。（ここに見える「冠」「笄」「許嫁」の年については、『礼記』曲礼上 217a「男子二十冠而字。…女子許嫁、笄而字」、内則 28-21b「（女子）十有五年而笄」参照。

〔現代語訳〕

婚姻の年齢については、案ずるに、（許慎の）『五經異義』に次の

ように言っている。「（今文の）大戴説では「男は三十、女は二十で婚姻し、（その三十と二十を）合して五十としているのは、『易』の）大衍の数にあわせているのだ。（この年齢は）天子から庶人に至るまで、同一である」と言う。（他方）古文の春秋左氏説では「国君が十五にして子を生むのは、礼に適っている。（女が）二十にして嫁ぎ、（男が）三十にして娶ると言うのは、庶人の礼だ。礼の規定では、夫は長殤した妻のために喪に服することになっている。長殤は年十九から十六（で亡くなった者）を指すから、その（妻の婚時の）年が十四、十五であることがわかるのだ。（ここから）士の婚礼（の年）をうかがうことができる」と言う。（わたくし）許慎が謹しみ案ずるに、舜は、年三十になっても妻を娶っていなかったもので、嫫（やもお）と言われていた（と『尚書大伝』にあり）。（また）文王は年十五の時に武王を生んでいるが、その時さらに兄の伯邑考がいた（と言われている）。（ここから）人君が早く婚姻して、年三十（以後に）するのではないことが分かる。（それは人君がその）跡継ぎを重んずるからであろう」と。鄭玄の考えも同じである。（礼経にもとづく）正礼に依れば、士及び大夫は、いずれも年三十になつてから妻を娶るのだ。（上で）礼の規定に「夫は長殤の妻のために喪に服する」とあると言っているのは、（周の礼とは異なる）異代に関するものだ。例外的に早く娶っている者があるのは、正法ではないのだ。（他方）天子諸侯の婚礼は早くに行われる。（それは上で）左氏説が解釈している通りだ。（召南・標有梅の）毛伝が用いているのは、『孔子家語』の説で、男が二十にして冠をかぶり、女が十五にして笄（かんざし）を挿して（成人して）、

それ以後は婚姻が可能であるとするもの。男三十、女二十というのは、まさに（その年になってから）婚姻するという時であって、『家語』の説とは異なっている。

【經】（四葉裏五行）昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也、故君子重之。是以昏禮、納采、問名、納吉、納徵、請期、皆主人筵几於廟、而拜迎於門外、入揖讓而升、聽命於廟、所以敬慎重正昏禮也。

【書き下し文】

昏禮とは、將に二姓の好を合し、上は以て宗廟に事へ、下は以て後世を継がんとす、故に君子之を重んず。是を以て昏禮に、納采、問名、納吉、納徵、請期ありて、皆主人、廟に筵几して、門外に拜迎し、入りては揖讓して升り、命を廟に聴くは、敬慎して昏禮を重正する所以なり。

【現代語訳】

昏禮とは、（男女の）二姓の交誼を結び、上は宗廟に事へ、下は後世を継いでいこうとするものである。だから君子はこれを重んじるのだ。それゆえに婚札には、（妻として採（えら）んだことを女家に伝える）納采、（娘の名を問う）問名、（婚姻についてのトいの吉を伝える）納吉、（結納品を送る）納徵、（良き日取りを伝える）請期の儀礼があつて、いずれにおいても主人（娘の父親）が、廟に（祖先神の座である）筵（むしろ）を敷き（神の憑る）几（ひじかけ）を置いて、門外に（男家の使者を）拜し迎え、（使者と門内に）入る際には（互いに）揖し讓つて（堂に）升り、（使者の伝える）

命を廟で聴くというのは、そうすることによって敬い慎しんで婚札を重んじ正しく行おうとするものだ。

【注】（四葉裏九行） 聽命、謂主人聽使者所傳壻家之命。

【書き下し文】

「聽命」は、主人、使者の伝ふる所の壻家の命を聴くを謂ふ。

【現代語訳】

（經文の）「聽命」とは、主人（娘の父）が、（壻家の）使者が伝える壻家の命（ことば）を聴くということだ。

【疏】（四葉裏十行）○正義曰、此一節摠①明昏禮之義、而拜迎於門外、揖讓而升、自從始至終也。○納采者、謂采擇之禮。故昏禮云、下達、納採用鴈也。必用鴈者、白虎通云、鴈取其隨時而南北、不失節也。又是隨陽之鳥、妻從夫之義也。

①底本は「摠」。『宋本校記』の足利本・景潘本に従う。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の一節、昏禮の義、門外に拜迎し、揖讓して升り、始め自從（よ）り終りに至るまでを摠明す。○「納采」とは、采択の礼を謂ふ①。故に『儀礼』士（昏礼）に云ふ、「下達して、納采には鴈を用ふ」と②。必ず鴈を用ふるは、『白虎通』（嫁娶）に云ふ、「鴈は其の時に隨ひて南北し、節を失はざるに取るなり。又た是れ陽に隨ふの鳥、妻、夫に従ふの義なり」と③。

①「采擇（之禮）」の語は『儀礼』士昏礼注に見える。妻となるべき者として採択したこと。また『礼記』坊記注

51.269 「昏禮始納采、謂采擇其可者也」参照。

②『儀礼』士昏礼注 4.1a8 は「達、通也。將欲與彼合昏姻、必先使媒氏下通其言。女氏許之、乃後使人納其采擇之禮。」

③『白虎通』嫁娶篇では「贊用鴈者、取其隨時而南北、不失其節、明不奪女子之時也。又是隨陽之鳥、妻從夫之義也。又取飛成行、止成列也。明嫁娶之禮、長幼有序、不相踰越也。又昏禮贊不用死雉、故用鴈也」と鴈が用いられる理由がさらに付け加えられている（「昏禮贊不用死雉」は『儀礼』士昏記 6.3a 「摯不用死」参照。また『儀礼』士昏礼注 4.1a9 には「用鴈爲摯者、取其順陰陽往來」とあり、『詩』邶風・匏有苦葉箋 2.28b10 では「鴈者、隨陽而處、似婦人從夫、故昏礼用焉」と論じている。なお、ここで、鴈を用いることが問題となるのは、賈疏 4.1b10 が指摘するように、『周礼』春官・大宗伯の「六摯」の制では「大夫執鴈、士執雉」18.33a とされているからである。また、鴈が「隨陽之鳥」であることについては、『詩』邶風・匏有苦葉箋 2.28b10 「鴈者、隨陽而處」および、その疏 9.9a 引く『尚書』禹貢鄭注「陽鳥、鴻鴈之屬、隨陽氣南北」参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、婚礼の意義（を明らかにするものであり）、（娘の父が）門外で（婿家の使者を）押し迎え、揖し譲って（堂に）升るなど（の儀礼の意義について）、始めから終りまですべて明らかにする。○「納采」とは、（婚姻相手として）采択（し）たことを女家に伝える際（の礼を言う。『儀礼』士昏礼には「（媒介の使者を通じて）通達して、（婚姻相手として採択したことを伝

える）納采には（手土産として）鴈を用いる」とある。（この礼において）必ず鴈を用いることについては、『白虎通』嫁娶篇に「鴈は（必ず）季節のめぐりに随つて南北するから、その節義を失わない点に即したのだ。さらに、鴈は陽に随つて（南北する）鳥であるから、妻（Ⅱ陰）が夫（Ⅱ陽）に従うという義もあるのだ」と言っている。

【疏】（五葉表二行）問名者、問其女之所生、母之姓名。故昏禮云、爲①誰氏。言母之女何姓氏也。此二禮、一使而兼行之。○納吉者、謂男家既卜得吉、與女氏也。

①底本は「謂」。『宋本校記』の足利本・景潘本に従う。

〔書き下し文〕

「問名」とは、其の女の生まるる所、母の姓名を問ふ。故に（『儀礼』士）昏礼（記）に云ふ、「誰氏と爲す」と①。母の女の何姓氏なるかを言ふなり②。此の二礼、一使にして兼て之を行ふ③。○「納吉」とは、男家既に卜して吉を得、女氏に与ふるを謂ふなり④。

①『儀礼』士昏記 6.9a に問名の使者の辞として「問名曰、某既受命、將加諸卜。敢請、女爲誰氏」とある。

②ここで疏が「母の姓名を問う」としているのは、士昏記注 6.9a 「誰氏者、謙也。不必其主人之女」に拠る。その賈疏 9.9a では「云誰氏者謙也者、以其下達乃納采、則知女之姓矣。今乃更問主人女爲誰氏者、恐非主人之女、假外人之女、收養之、是謙不敢必其主人之女也」と論じている。

③『儀礼』士昏礼注 4.1a9 に「問名者、將歸、卜其吉凶」とあ

り、その疏 7b10 にも「此之一使兼行納采問名、二事相因、又使還須卜、故因即問名、乃還卜之、故共一使也」とある。納采、問名が一人の使者によって引き続いて行われることは、士昏礼の経文において、両礼の後に、「賓告事畢」44b とあって、使者に醴を授ける礼がそれに続くことから明らかである。

④『儀礼』士昏礼「納吉」注 47b4 に「歸卜於廟、得吉兆、復使使者往告。婚姻之事、於是定」とある。

〔現代語訳〕

「問名」とは、その女（むすめ）を生んだ母の姓名を問ふことだ。だから『儀礼』士昏礼（記）に（問名の辞を記して）「（女の母は）何氏と申しますか」と言うのだ。これは母である女性がどのような姓氏であるかを（問うて）言ったものだ。この「納采」「問名」の（二例は、一人の使者が兼てこれを行う。○「納吉」とは、男家が（婚姻の吉凶について）占って吉を得て、（その占いの結果を）女家に与えることを言う。

【疏】（五葉表三行）○納徵者、納聘財也。徵成也。先納聘財、而后昏成。春秋則謂之納幣。其庶人則緇帛五兩。卿大夫則玄纁、玄三纁二、加以儷皮。及諸侯加以大璋、天子加以穀圭、皆具於周禮經注也。

〔書き下し文〕

○「納徵」とは、聘財を納むるなり。徵は成なり。先ず聘財を納めて、而る後に昏成るなり①。『春秋』は則ち之を納幣と謂ふ②。其庶人は則ち緇帛五兩③。卿大夫は則ち玄纁、玄三纁④、加ふる

に儷皮を以てす。諸侯に及んでは加ふるに大璋を以てし⑤、天子は加ふるに穀圭を以てす⑥。皆『周礼』の経注に具はれり。

①『儀礼』士昏礼「納徵」注 47b7 に「徵、成也。使使者納幣、以成昏禮」とある。

②同上疏 7b10 では「案春秋左氏莊公二十二年（経 922b）、冬公如齊納幣。不言納徵者、孔子制春秋、變周之文、從殷之質、故指幣體而言。周文、故以義言之」と論じている。『公羊伝』莊公二十二年注 862 も「納幣即納徵。…禮言納徵、春秋言納幣者、春秋質也」と論ずる。

③以下の聘財の記述については、『周礼』地官・媒氏 1416b「凡嫁子娶妻、入幣純帛、無過五兩」注 16b4「純、實緇字也。古緇以才爲聲。…士大夫乃以玄纁束帛、天子加以穀圭、諸侯加以大璋」および『周礼』考工記・玉人 216a「大璋亦如之、諸侯以聘女」注 6a3「亦納徵加於束帛也」および『周礼』春官・典瑞 2023b「穀圭以和難、以聘女」注 2328「其聘女、則以納徵焉」、『周礼』考工記・玉人 415a「穀圭七寸、天子以聘女」注 56「納徵加於束帛」参照。「緇帛五兩」については、『礼記』雜記下 4316b にも「納幣一束、束五兩、兩五尋」とあり、その注 16b6 で「納幣、謂昏禮納徵也。十个爲束、貴成數。兩兩（者）合其卷、是謂五兩。八尺曰尋。五（當作一）兩五尋、則每卷二丈也。合之則四十尺。今謂之匹、猶匹偶之云與」と解説されている。

④上引の媒氏注が「士大夫乃以玄纁束帛」となっているのに対し、ここで「卿大夫則玄纁、玄三纁二」となっている理由

は不明。士昏礼疏 405 では「其大夫無冠禮而有昏禮、若試爲大夫、及幼爲大夫者、依士禮。若五十而爵改娶者、大夫昏禮、玄纁及鹿皮、則同於士、餘有異者、無文以言也」として、大夫の聘財の詳細は不明としている。「玄三纁二」については、

『儀礼』聘礼注 19.524 に「凡物十曰束、玄纁之率、玄居三、纁居二」とある。この比率は『礼記』雜記上 41.15a に「魯人之贈也、三玄二纁、廣尺長終幅」とあるのに拠る（喪礼における魯人の失を記した部分ではあるが「三玄二纁」は適礼）。同様の記事は『周易音義』賁卦「束帛」9a1 引く『周易』子夏伝に「五匹爲束、三玄二纁、象陰陽」、『春秋公羊伝』隱公元年注 1.184 に「束帛、謂玄三纁二、玄三法天、纁二法地、因取足以共事」と見えている。

⑤この「大璋」は、『周礼』考工記・玉人注 41.623「大璋者、以大璋之文飾之也。亦如之者、如邊璋七寸射四寸」によれば、同 41.5a に見える九寸の「大璋」と同じ飾りを施した七寸の璋のこと。

⑥「穀圭」については、『周礼』春官・典瑞「穀圭」注 236「穀、善也。其飾若粟文然」参照。

〔現代語訳〕

「納徵」とは、聘財（結納品）を納めることである。「徵」は「成」の義であって、結納の品を納めて後に、成婚するということだ。『春秋』では「納徵」のことを「納幣」と言っている。結納品は、庶人は緇帛（くろぎぬ）五両（二巻のセットが五つ）。卿大夫は玄（くろ）と纁（あか）の絹で、玄が三（両）、纁が二両で、さらに麕皮

（二枚の鹿皮）が加わる。諸侯に至ってはさらに（七寸の）大璋を加え、天子はさらに（粟の文様の入った七寸の）穀圭を加える。これらの規定については皆『周礼』の経注に見えている。

【疏】（五葉表五行）請期者、謂男家使人請女家以昏時之期。由男家告於女家、何必請者、男家不敢自專、執謙敬之辭、故云請也。女氏終聽男家之命、乃告之。納吉、納徵、請期、每一事則使者一人行①。惟納徵無鴈、以有幣、故其餘皆用鴈。○主人筵几於廟者、謂行此等之禮。主人謂女父母。設筵几於禰廟、此等皆據士昏禮而知之也。○聽命於廟者、謂女之父母、聽受婿之使者之命於廟堂之上、兩楹之間也。

①底本は「二人行」。『宋本校記』は足利本・景潘本が「一人行」に作ることを指摘し、これを是とする。これらの使者を二人とする明文はないから、『宋本校記』に従い改める。

〔書き下し文〕

「請期」とは、男家、人をして女家に請はしむるに昏時の期を以てするを謂ふ。男家由り女家に告ぐるに、何ぞ必ず請ふ（といふ）は、男家敢て自ら専らにせずして、謙敬の辞を執る、故に請ふと云ふなり。女氏終に男家の命を聴き、乃ち之に告ぐ①。納吉、納徵、請期、一事毎に則ち使者一人行く。惟納徵のみ鴈無きは、幣有るを以てなり。故に其の余は皆鴈を用ふ②。○「主人、廟に筵几す」とは、此等の礼を行ふを謂ふ。主人は女の父母を謂ふ。筵几を禰廟に設く、此等は皆士昏礼に拠りて之を知る③。○「命を廟に聴く」とは、女の父母、婿の使者の命を廟堂の上、兩楹の間に聴受するを謂ふ④。

① 請期時の男家側の使者と女家の主人との応対の辞は『儀礼』士昏記 6.10a ~ 11a に記されている。まず使者が婚礼の期日を主人に尋ね、それに対して主人は男家の命に従うと答える。さらに使者が期日を探ねるが、主人は男家の命に従うと繰り返すので、そこで使者が男家側の定めた期日を告げるといふ形を取っている。

② 『儀礼』士昏礼 4.7b では「納吉用雁」、4.8a 「請期用雁」とあるが、納徴において「用雁」の語は見えない。

③ 『儀礼』士昏礼 4.2a 「主人筵于戸西、西上、右几」注 2a5 「主人、女父也。筵、為神布席也。戸西者、尊處。將以先祖之遺體許人、故受其禮於禰廟也。席西上、右設几」参照。ここで「主人謂女父母」と「母」を加えている理由は不明。なお、『經文』の「而拜迎於門外」以下については、『儀礼』士昏礼 4.2b ~ 「主人如賓服、迎于門外再拜。賓不荅拜、揖入。至于廟門揖入、三揖、至于階三讓。主人以賓升西面。賓升西階、當阿、東面致命。主人阼階上北面再拜。授于楹間南面」参照。

④ 『儀礼』士昏記 6.3a に「士昏禮、凡行事必用昏昕、受諸禰廟」とある。「兩楹之間」は上注参照。

〔現代語訳〕

「請期」とは、男家が使者を遣わせて女家に婚礼の期（日取り）を請うことを言う。（婚礼を主導する）男家から女家に告げるのに、どうして必ず「請う」と言うかといえ、男家は（婚礼に関して）自らすべて決めてしまうようなことはせず、謙讓して（相手を）敬う辞（ことば）を執り用いる。だから「請う」と言うのだ。（では

あるが）女方（も譲って）最終的には男家の定めた日取りに聴き従うことになり、そこで（男方が）女方に（日取りを）告げることになるのだ。納吉、納徴、請期は一事毎に使者が一人行く。納徴だけは（手土産の）鴈が無いが、これは（他に）結納品があるからだ。だから（他に納めるもの無い）納徴以外においてはいずれも鴈を用いるのだ。○（經文の）「主人が、廟に筵（むしろ）を敷き、几（ひじかけ）を置く」（より以下）は、これらの礼を行ふことを言ったものだ。（ここでの）「主人」は女（むすめ）の父母を言う。筵几を禰廟（父の廟）に設けることなどについては、いずれも（『儀礼』士昏礼（の記述）からそれらのことが知られる。○「命を廟で聴く」とは、女（むすめ）の父母が、婿の使者の（伝える）命を廟堂の上の兩楹（二本の柱）の間で聴き受けることを言う。

【經】（五葉表八行）父親醮子而命之迎、男先於女也。子承命以迎、主人筵几於廟、而拜迎于門外。婿執鴈入、揖讓升堂、再拜奠鴈、蓋親受之於父母也。降出、御婦車、而婿授綬、御輪三周、先俟于門外。婦至、婿揖婦以入、共牢而食、合盞①而酌、所以合體同尊卑以親之也。

① 底本は（丞巴）に作る（一）はその構成要素によって一字を示したものの。以下同じ。阮元校勘記引く閩、監、毛本により改める。『説文』己部 1421b 「盞、謹身有所承也」の段注が「按禮記借爲合（艸承豆）字」と指摘するように、「盞」は（艸承豆）の仮借であり、阮元は（艸承豆）に作るべきであるとすするが、この字に作るテキストは存在しないので「盞」とす

る。注、疏も同じ。

「書き下し文」

父親ら子に醮して之に迎ふるを命ずるは、男、女に先んずるなり。子命を承けて以て迎へ、主人廟に筵几して、拜して門外に迎ふ。壻鴈を執りて入り、揖讓して堂に升り、再拜して鴈を奠くは、蓋し之を父母より親受すればなり。降り出で、婦車を御するに、壻綏を授け、輪を御すること三周し、先に門外に俟つ。婦至れば、壻、婦に揖して以て入り、牢を共にして食ひ、盃を合して酌するは、体を合して尊卑を同じくし以て之に親しむ所以なり①。

① 疏に従えば、この部分は「所以合體同尊卑、以親之也」と句読を切り、「体を合し尊卑を同じくする所以は、以て之を親ませればなり」と読むことになる。ただ、この文の作りは第一段落の「所以敬慎重正昏禮也」と同じであろうから、ここでは、この句全体で「降出」以下の儀礼の「所以」を説明したものと解してこのように読んでおく。なお、以上の経文と類似したものは、『礼記』郊特牲 26:196 に「男子親迎、男先於女、剛柔之義也。…壻親御授綏、親之也。…共牢而食、同尊卑也」と見えている。

〔現代語訳〕

（壻の）父自らが子に醮して、（妻を）迎えるよう命ずるのは、男が女に先んずる（意を示した）ものだ。壻が（父の）命を承けて（妻を）迎えるのに対して、主人（新婦の父）は廟に（祖先神の座としての）筵（むしろ）几（ひじかけ）を準備して門外で（壻を）押し迎える。（他方）壻は鴈を執り持って（門に）入り、揖し讓って（後

に）堂に上って、再拜して鴈を置くというのは、思うに、（壻）親（みずか）らが女（むすめ）を父母から受け取るということなのだ。ろう。（壻が堂から）降り（門を）出て、婦車を御するにあたり、壻は（車に乗るのを助ける）綏（すがりひも）を（新婦に）授け、（婦車の）輪を三周だけ御してから（自分の車に乗り換え）、先導して（男家の）門外で（婦車を）待ち受ける。新婦が至ると、壻は婦に揖してから（寝門に）入り、（新夫の正室で、一匹の豚を切り分けた）牢を共に食べ、一つのひさごを半分に割った杯で食後の酒を飲むというのは、（二）体を合して（夫婦の一体となり）尊卑もまた一体となつて（互いに）親しみあうようにするためのものだ。

【注】（五葉裏四行）酌而無酬酢曰醮。醮之禮、如冠醮與。其異者、於寢耳。壻御婦車輪三周、御者代之、壻自乘其車、先道之歸也。共牢而食、合盃而酌、成婦之義。

「書き下し文」

酌して酬酢無きを醮と曰ふ①。醮の礼は、冠の醮の如きか。其の異なる者は、寢に於てするのみ。壻、婦車を御して輪三周し、御者之に代り、壻自ら其の車に乗りて、之を先道して帰る。牢を共にして食ひ、盃を合して酌するは、婦と成るの義なり。

① 『儀礼』士冠礼注 3:124 にも「酌而無酬酢曰醮」とある。

〔現代語訳〕

酌して（酒を飲ませるだけで）酬酢（の返杯）が無いものを「醮」と言うのだ。（ここでの）醮の儀礼は、冠礼の醮のそれと同じである。ろ。（冠礼の醮と）異なるのは、（廟ではなく）寢で行うという

点だけだ。婿が婦車を輪の三周分だけ御すると、御者が婿に代つて（婦車を御し）、婿は自分の車に乗り、婦車を先導して（自分の家に）帰る。牢を共にして食べ、盃を合して酌するというのは、（新）婦と成つたことを示すものだ。

【疏】（注に対する）（六葉表九行）○正義曰、以郷飲酒禮燕禮之属、皆爲賓主相酬酢、故不稱其醢、則但受爵者、飲而盡之、又不反相酬酢、直醢盡而已、故稱醢也。然醢亦無酬酢、不云醢者、以醢尚質、不爲飲也、故不稱醢、但禮敬之而已。云醢之禮如冠醢與其異者於寢耳者、以父之醢子、令其親迎、與醢子冠而成人、其事相似、故云如冠醢與。但冠禮醢子在廟、此醢子在寢、故云、其異者在寢耳。

【書き下し文】

○正義に曰く、郷飲酒礼・燕礼之属、皆賓主の爲に相ひ酬酢するを以て①、故に其を醢と称せざれば、則ち但だ爵を受くる者、飲みて之を尽くし、又た反つて相ひ酬酢せず、直だ醢尽するのみ、故に醢と称するなり。然らば醢も亦た酬酢無きに、醢と云はざるは、醢は質を尚びて、飲を爲さざるを以て、故に醢と称せず、但だ之を礼敬するのみ②。「醢の礼、冠の醢の如きか、其の異なる者は、寢に於てするのみ」と云ふは、父の子に醢して、其をして親迎せしむると、子に醢して冠し人と成すとは、其の事相ひ似たるを以て、故に冠の醢の如きかと云ふ③。但だ冠礼の子に醢するは廟に在り④、此の子に醢するは寢に在り⑤、故に其の異は寢に在るのみと云ふ。

①『儀礼』の郷飲酒礼・燕礼では主人が賓に献じ、それを受けて賓が主人に酢し、それを受けて主人が賓に酬する。

②ここで「醢」を問題としているのは、「父醢子」に対応する「父醢女」（『儀礼』士昏記65b）が「醢」であること、および『儀礼』士冠礼の冠者212bや士昏礼46aの問名の使者が「醢を啐（な）める」だけで飲み干さず、酬酢も無いことを意識してのことであろう。

③冠礼で醢することについては、『儀礼』士冠礼31aに「若不醢則醢用酒」と見えている。ただし、これは通常の冠礼で「醢」するところを、「醢」する場合について言う。その注12「若不醢、謂國有舊俗可行、聖人用焉不改者也」参照。

④冠礼で子に醢するのが廟であることについては、冠礼自体が廟で行われるものであることから分かる。なお、冠礼では父が直接に子に醢するのではなく、賓が（父に代わって）子に醢する。

⑤ここで子に醢するのが寢で行われることについては上引の『儀礼』士昏記疏911g参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、郷飲酒礼や燕礼のたぐいでは、いずれも賓主が互いに酬酢する（飲み交わす）ので、「醢」とは称していない。であれば（「醢」というのは）ただ爵（さかづき）を受け取る者が、それを飲み尽くすだけで、さらにまた（酒を注ぎ）返して互いに酬酢はしないのだ。ただ醢尽する（飲み尽くす）だけなので、醢（尽くす）と称するのだ。ならば（新婦が授かる）「醢」においてもまた酬酢しないのに、（それを）「醢」と言わないのは、「醢」は（文ではなく）質を尊んで、飲むことをしないので、「醢」（飲み尽くす）と

はいわないからで、「醴」では）ただ礼として敬意を示す（ために酒を舐める）だけなのだ。「醴の礼は、冠礼の醴と同じであろう。異なるのは、（婚礼では）寝でおこなうという点だけだ」と言うのは、（婚礼において）父が子に醴して親迎に行かせるのと、（冠礼において）子に醴して冠し成人とするのとは、その事柄が互いに（よく）似ている。だから「冠の醴の如きか」と言うのだ。ただ冠礼で子に醴するのは廟で行い、ここで子に醴するのは寝で行うから、「其の異は寝に在るのみ」と言うのだ。

【疏】（五葉裏八行）○正義曰、此一節明親迎之時、父之醴子、明迎婦①之節。○父親醴子而命之迎者、謂壻父身親以酒醴子、而命之親迎也。○男先於女也者、釋命親迎之意。所以必命迎者、欲使男往迎之、女則從男而②來也。是男子先迎、女從後至、是男先於女也。若男子不迎、女自來至、是女自先來、不得爲男先於女也。

①底本は「迎婦」を「夫婦」に作る。『宋本校記』の足利本・景藩本により改める。

②底本は「而」を「迎」に作る。『宋本校記』の足利本・景藩本により改める。

「書き下し文」

○正義に曰く、此の一節、親迎の時、父の子に醴し、迎婦の節を明らかにするを明らかにするなり。○「父親ら子に醴して之に迎ふるを命ずる」とは、壻の父身親（みずか）ら酒を以て子に醴し、之に親迎を命ずるを謂ふ①。○「男、女に先んずるなり」とは、親迎を命ずるの意を積するなり。必ず迎ふるを命ずる所以の者は、男をし

て往きて之を迎へしめ、女は則ち男に従いて来らしめんことを欲するなり。是れ男子先に迎へ、女従ひて後に至る、是れ男、女に先んずるなり。若し男子迎へず、女自ら来り至れば、是れ女自ら先ず来りて、男、女に先んずるを為すを得ざるなり。

①親迎に先立って父が子に醴することについては、『儀礼』士昏記 61a に「父醴子、命之曰、往迎爾相、承我宗事、…」とある。その疏 11a7 では「女父禮女、用醴又在廟。父醴子、用酒又在寢。不同者、父禮女者、以先祖遺體許人、以適他族、婦人外成、故重之而用醴、復在廟告先祖也。男子直取婦入室、無不反之、故輕之而用酒在寢。知醴子亦不在廟者、若在廟、以禮筵於戸西、右几、布神位。今不言、故在寢可知也」（最後の部分は『儀礼』士昏礼 413a 「主人筵于戸西、西上、右几」注 13a4 「筵、爲神布席」参照）とこれが寝で行われること、女父が娘に命ずる際に醴を用いるのと異なる理由について説明が与えられている。

「現代語訳」

○正義に曰く、この一節は、（壻が妻を自ら迎える）親迎の時に、（まずは壻の）父が子に酒盃を与えて、妻を迎えるに際しての礼節を明らかにすることを説いたものだ。○「（壻の）父自らが子に醴して、（妻を）迎えるよう命ずる」というのは、壻の父が自ら酒を子に飲ませ、親迎を命ずることを言ったものだ。○「男が女に先んずる」というのは、親迎を命ずることの意味を解釈したものだ。どうして必ず（壻に）親迎を命ずるかといえは、男が（女家に）往つて妻を迎え、女が男に従つて（男家に）来る形を取らせたいからである。これが男子が先に迎えに行つて、女が（男に）従つて後にや

つてくるということであつて、これが男が女に先んずるといふことだ。もし男子が迎えに行かず、女が自分でやつてくるのであれば、これは女が自分で先ずやつてくることになつて、男が女に先んずるといふことにならなくなるのだ。

【疏】（五葉裏十行）○主人筵几於廟、而拜迎于門外者、主人、女之父。以壻來親迎、故拜迎於門外、以敵禮待之。○壻執鴈入、揖讓升堂、再拜奠鴈者、主人就東階、初入門、將曲揖、當階北面揖、當碑揖、至階三讓。主人升自阼階揖、壻升自西階、北面奠鴈、再拜。蓋親受之於父母也。於時女房中南面、母在房戶外之西南面。壻既拜訖、旋降出。女出房、南面立於母左。父西面誠之、女乃西行、母南面誠之、是壻親受之於父母。但親受之、非是分明手有親受、示有親受之義、故云蓋以疑之。

【書き下し文】

○「主人、廟に筵几して、門外に拜迎す」とは①、主人は、女の父②。壻來りて親ら迎ふるを以て、故に門外に拜迎し、敵礼を以て之に待するなり。○「壻、鴈を執りて入り、揖讓して堂に升りて、再拜して鴈を奠く」は③、主人、東階に就き④、初めて門に入り、將に曲らんとして揖し、階に当たりて北面して揖し、碑に当たりて揖し、階に至りて三たび讓る⑤。「主人升るに阼階自りして揖し、壻升るに西階自りして、北面して鴈を奠き、再拜す。蓋し親ら之を父母より受くる」とは、時に於て女、房中にて南面し、母、房の戶外の西に在りて南面す。壻既に拜し訖れば、旋（めぐ）りて降り出ず。女、房を出で、南面して母の左に立つ。父西面して之に誠め、女乃ち西行し、母南面して之に誠む、是れ壻親ら之を父母より受くるな

り⑥。但、親ら之を受くるも、是れ分明に手づから親受する有るに非ず、親受の義有るを示すのみ、故に蓋しと云ひて以て之を疑ふ。

①『儀礼』土昏礼 土昏礼 。「主人筵于戸西、西上、右几」注 注 「主人女父也」および『儀礼』土昏礼 土昏礼 「主人玄端、迎于門外、西面再拜」参照。

②上注の鄭注参照。

③この前後の記述については、『儀礼』土昏礼 土昏礼 「主人玄端、迎于門外、西面再拜。賓東面荅拜。主人揖入。賓執鴈從。至于廟門、揖入。三揖、至于階、三讓。主人升西面。賓升、北面奠鴈、再拜稽首、降出」参照。

④「主人就東階」は『礼記』曲礼上 曲礼上 「主人入門而右、客入門而左。主人就東階、客就西階」に見える。

⑤以上の「三揖」については、『儀礼』土冠礼 土冠礼 「至于廟門、揖入、三揖、至于階三讓」鄭注 鄭注 、「入門將右曲揖、將北曲揖、當碑揖」参照。「碑」については、『儀礼』聘礼 聘礼 「上當碑」鄭注 鄭注 「宮必有碑、所以識日景引陰陽也」参照。

⑥以上の記述については、『儀礼』土昏記 土昏記 「父醴女而俟迎者、母南面于房外。女出于母左、父西面戒之、必有正焉、若衣若筭。母戒諸西階上、不降」参照。「親受（授）」の義については、その注 注 にも「壻至、父出、使擯者請事。母出、南面房外、示親授壻、且當戒女也」とある。父母が女に誠める時の立ち位置に関しては、その賈疏 賈疏 に「以母出房戸之西南面、女出房西行、故云出于母左。父在阼階上西面、故因而戒之。云母戒諸西階上者、母初立房西。女出房、母行至西

階上、乃戒之也」とある。

〔現代語訳〕

○「主人が廟に筵（むしろ）几（ひじかけ）を準備して門外で押し迎える」というのは、（ここに）主人は、女（むすめ）の父のこゝと。婿がやって来て自ら（女を）迎えるから、門外まで（出向いて）押し迎えて、対等の礼を以て応対するのだ。○「婿は鷹を執り持つて（門に）入り、揖し讓つて（後に）堂に上つて、再拜して鷹を置く」というのは、（女の）主人は東階を上るが、最初に門に入つて、（主人は右、婿は左に）曲る時にまず揖して、（それぞれが登る）階の正面で北面する時にまた揖し、碑のところに来たときにまた揖し、階の下に至つて三たび譲りあう。主人は阼階（東階）から（堂に）上つてまた揖し、婿は西階から上つて、北面して鷹を置き、再拜する（以上の動作を言ったものだ）。（経に）「蓋し親（みずか）ら女を父母から受け取るということなのだろう」というのは、この時に女（むすめ）は、（堂北の）房中で南面し、（女の）母は、房の戸外の西で南面している。婿は再拜し終わると、向きをぐるりとかえて（西階を）降つて出ていく。（その時）女は、房を出て、南面して母の左に立つ。父が西面して女を誡め、（次に）女が西に（歩いて、母のところ）行き、母が南面して女を誡める（といった動作が行われるが）、これが婿が親（みずか）ら女を父母より受け取るということなのだ。ただ、親ら女を受け取るとはいつても、これは（物を授受する場合のように）はっきりと手ずから受け取るというわけではなく、（ここに）親ら受けるという義があるということを示しているに過ぎない。だから「蓋し」と言つてこれをぼかした

のだ。

【疏】（六葉表四行）○降出御婦車者、謂婿降西階而出、親御婦車也。○而婿授綏者、謂婦升車之時、而婿授之以綏。○御輪三周者、謂婿御婦車之輪三匝、然後御者代婿御之。○婦至婿揖婦以入者、謂婦至婿之寢門、婿揖以婦入、則稍西避之。故魏詩云、宛然左辟、謂此時也。

〔書き下し文〕

○「降り出で、婦車を御す」とは、婿西階を降りて出で、親ら婦車を御するを謂ふなり。○「而して婿綏を授く」とは、婦、車に升るの時、婿之に授くるに綏を以てするを謂ふ①。○「輪を御すること三周」とは、婿、婦車の輪を御すること三匝、然る後に御者、婿に代はりて之を御するを謂ふ②。○「婦至り、婿、婦に揖して以て入る」とは、婿、婿の寢門に至り、婿揖して以て婦入れば、則ち稍や西に之を避くるを謂ふ③。故に魏詩に云ふ、「宛然として左辟す」と、此の時を謂ふなり④。

①以上の記述については『儀礼』士昏礼 53b「再拜稽首、降出。婦從降自西階。主人不降送。婿御婦車授綏、綏毋辭不受」参照。その注①に「婿御者、親而下之。綏、所以引升車者。僕人之禮、必授人綏」と言い、賈疏 53bに「云僕人之禮、必授人綏者、曲禮（上）文 3-20a。今婿御車、即僕人禮。僕人合授綏、毋辭不受、謙也」と言う。

②『儀礼』士昏礼 53b「婦乘以几、姆加景。乃驅、御者代」および、その注 53b「驅、行也。行車輪三周、御者乃代婿」参

照。

③『儀礼』士昏礼 516 「婦至、主人揖婦以入。及寢門、揖入、升自西階」参照。「寢門」については『礼記』曲礼上 236 「客至於寢門」疏 5a3 「寢門、最内門也」参照。

④ここで『詩』魏風・葛屨 534a 「好人提提、宛然左辟」を持ち出すのは、その伝 4a1 に「宛、辟貌。婦至門、夫揖而入、不敢當尊、宛然而左辟」とあるのに拠る。その疏 5a2 「言好人初至、容貌安詳審諦、提提然至門之時、其夫揖之、不敢當夫之揖、宛然而左辟之」および伝に対する疏 5a3 「士昏礼云、婦至、主人揖婦以入。及寢門、揖入。是婦至門、夫揖而入也。此好人不敢當夫之尊、故宛然而左還辟之。不敢當主、故就客位」参照。

〔現代語訳〕

○「(婿が堂から)降り(門を)出て、婦車を御する」というのは、婿が西階を降って(門を)出で、親(みずか)ら新婦の(乗る)車を御することを言うのだ。○「(その際に)婿が綏(すがりひも)を受けける」というのは、新婦が車に上る時に、婿が新婦に(車上に上るための)綏を受けけることを言うのだ。○「輪を御すること三周」というのは、婿が婦車の輪を三周だけ御して、その後には御者が婿に代わって婦車を御することを言うのだ。○「新婦が至ると、婿は婦に揖してから入る」というのは、新婦が婿の(家の)寢門に至り、婿が揖して新婦が(寢門を)入るに際して、(新婦は)やや西に避けて(婿の直後に付かない)ことを言うのだ。だから魏詩(の葛屨)に「宛然として左に辟(さけ)る」とあるのであって、(この詩の

句は)この時のことを言うのだ。

【疏】(六葉表六行) ○共牢而食者、在夫之寢、婿東面、婦西面、共一牲牢而、同食不異牲。○合盃而酌者、酌、演也。謂食畢飲酒、演安其氣。盃謂半瓢、以一瓢分爲兩瓢、謂之盃。婿之與婦、各執一片以酌、故云、合盃而酌。○所以合體同尊卑以親之也者①、同尊卑、謂共牢也。所以合體同尊卑者、欲使婿之親婦、婦亦親婿、所以體同爲一、不使尊卑有殊也。

①底本は「也者」二字を乙す。『宋本校記』の足利本・景潘本により改める。

〔書き下し文〕

○「牢を共にして食ふ」とは、夫の寢に在り、婿は東面し、婦は西面し①、一牲牢を共にして②、同じく食して牲を異にせず。○「盃を合せて酌す」とは③、酌は、演なり。食畢りて酒を飲み、其の氣を演安するを謂ふ④。盃は半瓢を謂ふ。一瓢を以て分ちて兩瓢と爲し、之を盃と謂ふ。婿と婦と、各おの一片を執りて以て酌す、故に、盃を合して酌すと云ふ。○「体を合し尊卑を同じくして以て之に親しむ所以なり」とは、尊卑を同じくするは、牢を共にするを謂ふなり。体を合し尊卑を同じくする所以の者は、婿をして婦に親しみ、婦をして亦た婿に親しましめんと欲するなり。体同して一と爲し⑤、尊卑をして殊有らしめざる所以なり。

①『儀礼』士昏礼 516 「贊告具。揖婦即對筵」の鄭注 6a10 「贊西面告饌具也。婿揖婦使即席」とあり、贊者が西面して婿に食膳が備わったことを告げることから、婿が東面しているこ

とが分かる。また 5-4b 「夫入于室即席」賈疏 4b9 「婿既爲主、東面須設饌」参照。

② 「牲牢」については『詩』小雅・瓠葉序 153-3a 「雖有牲牢(離食)餼」鄭箋 3b9 「牛羊豕爲牲、繫養者曰牢」参照。(二)では「特豚」(『儀禮』士昏礼 4-88 参照)。

③ 「三飯」の後に「三醕」するが、その三度目の「醕」の際に「盥」を用いる。『儀禮』士婚礼 5-7a 「三飯卒食。贊洗爵酌、醕主人。主人拜受。贊戸内北面荅拜。醕婦亦如之。…再醕如初。無從。三醕用盥」参照。

④ 『儀禮』士婚礼 5-7a 「贊洗爵酌、醕主人」注 7a 「醕、漱也。醕之言、演也、安也。漱所以絮口、且演安其所食」参照。「醕」を「演」に訓ずるのは声訓。

⑤ 夫婦が一体であることについては、『儀禮』喪服伝 30-8b に「夫婦一體也」とあり、また 9b 「夫婦(片半)合也」と言われる。「片半」合は「兩半相合して一となる」といふこと。

〔現代語訳〕

○ 「牢を共にして食べる」というのは、新夫の正室において、婿は東面し、新婦は西面して(向かい合い)、一匹の豚を切り分けた肉を共にして、同じように食べて食べ物を異にしないうことだ。

○ 「盥を合せて醕する」というのは、「醕」は、「演」(やすんずる)の意味だ。食事が終わって酒を飲んで、その(食物による)気を安んずることを言うのだ。「盥」は半分に割った瓢(ひさぎ)のこと。一つの瓢を分けて両つの瓢としたものを、「盥」と言うのだ。婿と新婦とがそれぞれ(その)一片を執って食後の酒を飲む。だから、

盥を合せて醕すると言うのだ。○ 「(男女の二)体を合し尊卑を同じくして(新郎新婦が互いに)親しくさせるためのものだ」とは、尊卑を同じくするというのは、牢を共にすることを言うのだ。なぜ(二)体を合し尊卑を同じくするのかといえ、婿が新婦に親しみ、新婦もまた婿に親むようと願うからだ。だから二体を合わせて一体とし、尊卑の違いが無いようにさせるのだ。

【經】(六葉裏二行) 敬慎重正①、而后親之、禮之大體、而所以成男女之別、而立夫婦之義也。男女有別、而后夫婦有義。夫婦有義、而后父子有親。父子有親、而后君臣有正。故曰、昏禮者禮之本也。

① 「敬慎重正」の語は昏義篇最初の段落の末尾に見え、その部分を受けるかのようなのである。王夢陽『礼記考証』は、次の「夫禮始於冠」の一段について、もともと冠義以下六篇の冒頭部を飾るものであるとするが、前後の段落が各儀礼の義について短い言葉でコメントしていくのに対して、この「敬慎重正」以下の二段は明らかに異質である。ともに錯簡によってここに紛れ込んだものと思われるが、錯簡前の位置を確定できないので、ここではテキストを改めないでおく。

〔書き下し文〕

敬慎重正して、而后に之に親しむは、礼の大体にして、男女の別を成して、夫婦の義を立つる所以なり。男女別有りて、而后に夫婦義有り。夫婦義有りて、而后に父子親有り。父子親有りて、而后に君臣有正あり。故に曰く、昏礼なる者は礼の本なり、と①。

① 『礼記』郊特性 26-19a に「男女有別、然後父子親。父子親、

然後義生。義生、然後禮作。禮作、然後萬物安」とこの經文に類似する表現が見えている。

〔現代語訳〕

敬い慎しんで（婚礼を）重んじ正しく行つてから、（夫婦が互いに）親しみあうというのは、礼の根幹であつて、そのことによつて男女間のけじめがつけられ、夫婦間の筋目が立てられるようになるのだ。男女間のけじめがつけられて、その後、夫婦間の筋目が立てられ、夫婦間の筋目が立てられて、その後、父子の間に親しみが生まれ、父子の間に親しみが生まれて、その後、君臣の關係が正しくなる。だから言うのだ、婚礼は礼の根本である、と。

【注】（六葉裏六行）言子受氣性純則孝、孝則忠也。

〔書き下し文〕

言ふところは、子、氣性を受くること純なれば則ち孝①、孝なれば則ち忠なり。

①上注で引いた『礼記』郊特性の鄭注19%にも「言人倫有別、則氣性醇也」と「氣性」の語が見えている。また、『礼記』礼運225a「故人者、其天地之德、陰陽之交、鬼神之會、五行之秀氣也」注528「言人兼此氣性純也」参照。

〔現代語訳〕

（經文で夫婦の關係が正しくなれば、親子關係も正しくなり、さらに君臣關係も正しくなると言うが、夫婦關係がよろしきを得て）子が、純粹なる氣性を受けて生まれてくれば、（その子は）孝となり、（父に対して）孝であれば（君に対しても）忠であることを言った

ものだ。

【疏】（六葉裏七行）○正義曰、前經明共牢合盥、使之相親。此經論謹慎重正、禮之根本。各隨文解之。○敬慎重正者、言行昏禮之時、必須恭敬謹慎、尊重正禮、而後男女相親。若不敬慎重正、則夫婦久必離異、不相親也。○昏禮者禮之本也者、夫婦昏姻之禮、是諸禮之本。所以昏禮爲禮本者、昏姻得所、則受氣純和、生子必孝、事君必忠。孝則父子親、忠則朝廷正。故孝經云、喪則致其哀、祭則致其嚴、是昏禮爲諸禮之本也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、前經、牢を共にし盥を合するは、之をして相ひ親ましむるを明らかにす。此の經、謹慎重正なるは、礼の根本たるを論ず。各おの文に隨ひて之を解す。○「敬慎重正」とは、言ふところは、昏礼を行ふの時、必ず須らく恭敬謹慎、尊重正礼して、而る後に男女相ひ親しむべし。若し敬慎重正ならざれば、則ち夫婦久くして必ず離異して、相ひ親しまざるなり。○「昏礼なる者は礼の本なり」とは、夫婦昏姻の礼、是れ諸礼の本なり。昏礼を礼の本と爲す所以の者は、昏姻所を得れば、則ち氣を受くること純和にして、生子も必ず孝、君に事へて必ず忠。孝なれば則ち父子親しみ、忠なれば則ち朝廷正し。故に『孝經』（紀孝章）の二に云ふ、「喪には則ち其の哀を致し、祭には則ち其の嚴を致す」と、是れ昏礼、諸礼の本たり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、手前の經文では、牢を共にし盥を合することが、夫

婦を互いに親しませるものであることを明らかにしている。この経文では、謹慎して（婚礼を）重んじて正しく行うことが、礼の根本であることを論じている。それぞれ文に従って解釈を加えていく。

○経文の「敬慎重正」とは、婚礼を行う時は、必ず恭敬謹慎の態度で、（儀礼を）尊重して正しく行い、その後男女が互いに親しむべきであると言うことだ。もし敬慎して（婚礼を）重んじて正しく行わなければ、夫婦は時が経るとともに必ず離れて行って、互いに親しむことがなくなってしまうのだ。○「婚礼は礼の根本である」とは、夫婦の婚姻の礼が、さまざまな礼の根本であるということだ。どうして婚礼を礼の根本であるとするかといえば、しかるべく婚姻が行われれば、（子も）純和の気を受けて生まれ、生れた子も必ず（親に）孝であり、君に事えても必ず忠である。孝であれば父子は親しむし、忠なれば朝廷（の君臣関係）も正しくなる。だから『孝経』（紀孝章）に「孝子は親の）喪に際しては悲哀の情を尽くし、（親を）祭るに際しては厳肅さを極める」と言うが（そもそも婚礼が正しきを得て孝子が生まれたからこうなるのであって）、これが婚礼が諸礼の根本であるということだ。

【経】（六葉裏十行）夫禮始於冠、本於昏、重於喪祭、尊於朝聘、和於射鄉、此禮之大體也。

【書き下し文】

夫れ礼は冠に始まり、昏に本づき、喪祭に重く、朝聘に尊く、射郷に和す、此れ礼の大体なり。

【現代語訳】

さて礼は冠礼に根とし、婚礼を幹とし（てその基礎を固め）、喪祭においては重々しく、朝聘においては敬意にあふれ、射や郷飲酒においては和みあうようにするが、これが礼の主要なのである。

【注】（七葉表二行）始、猶根也。本、猶幹也。郷、郷飲酒。

【書き下し文】

始は猶ほ根のごとし。本は猶ほ幹のごとし。郷は郷飲酒なり。

【現代語訳】

「始」は「根」というほどの意味。「本」は「幹」というほどの意味。「郷」は郷飲酒礼のこと。

【疏】（七葉表三行）○正義曰、此経因昏禮爲諸禮①之本、遂廣明禮之始終。始則在於冠昏、終則重於喪祭、其間有朝聘郷射、是禮之大體之事也。

①原文は「諸侯」。『宋本校記』引く足利本、景潘本に従い改める。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の経、昏礼の諸礼の本たるに因り、遂に広く礼の始終を明らかにす。始めは則ち冠昏に在り、終りは則ち喪祭を重んじ、其に間に朝聘郷射有り、是れ礼の大体の事なり。

【現代語訳】

○正義に曰く、この経文は、婚礼が諸礼の根本であることから進んで、さらに広く礼の始終について明らかにしたものだ。（礼の）始

めは冠婚にあり、終り喪祭を重んずるにあり、その間に朝聘郷射の礼がある、以上が礼の主要の事に当たる。

(付記) 本研究は科学研究費助成事業(基盤研究(C) 課題番号26370044)による成果の一部である。